

熊本市環境基本条例の一部改正について

熊本市環境基本条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市環境基本条例の一部を改正する条例

熊本市環境基本条例（昭和63年条例第35号）の一部を次のように改正する。

前文を次のように改める。

私たち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境の下に生活してきた。

しかし、都市化の進展をはじめとする物質的な豊かさを追求するあまり、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。ここ数十年の間に、生物多様性の損失、自然災害の頻発化及び激甚化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題が深刻化している。さらに、近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵^{かじ}を切る中、相互に関連した環境、経済及び社会の様々な課題を同時に解決することが求められている。地域の環境がつながって地球環境が構成されていることを踏まえると、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要である。

私たち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承する責務がある。

この責務の下、これまで様々な形で進めてきた環境保全の取組を市民の参画と協働の下で長期的に行っていくだけでなく、更なる行動の変革を起こさなければならない。

私たち熊本市民は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神に鑑み、

ここに全ての市民が良好な環境を享受する権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。

第1条中「より、」の次に「現在及び将来の」を加える。

第2条中「生活を」の次に「持続的に」を加え、「並びに歴史的」を「、歴史的」に改め、「文化的環境」の次に「並びに地球環境」を加える。

第3条第1項中「を確保するための基本的かつ総合的計画」を「の確保に関する施策」に改める。

第5条を削る。

第4条第1項中「自己」を「、自己」に、「、必要な」を「必要な」に改め、同条第2項中「ため、」を「ための」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(市民の責務)

第4条 市民（熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号）第2条第2号の市民をいい、事業者を除く。以下同じ。）は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。

第6条中「第3条第1項に規定する計画に基づき」を「良好な環境の確保に関する施策として」に改め、同条第1号中「健全育成」の次に「、公共施設の整備」を加え、同条第2号中「緑地」を「森林及び緑地」に改め、「地下水」の次に「、河川等」を加え、「河川の浄化」を「自然景観の保全」に改め、同条第3号中「伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備」を「伝統的な建造物及び文化財の保存及び活用」に、「文化財の保護」を「名所、旧跡等の整備」に改め、同条に次の3号を加える。

(4) 生物多様性の保全、生物多様性の恵みの持続可能な活用その他自然共生社会の構築に関すること。

(5) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用の促進及び廃棄物の適正な処分の確保による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。

(6) 地球温暖化の防止、気候変動による影響への適応、オゾン層の保護、プラスチックごみによる海洋汚染の防止その他地球環境の保全に関すること。

第11条を第15条とし、第10条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例の見直し)

第14条 市長は、少なくとも10年ごとに、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

第9条第3項中「委員会」を「あっせん又は調停の対象その他委員会」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第12条とする。

3 委員会は、必要があると認めるときは、紛争の当事者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8条を第11条とする。

第7条の見出し中「への措置要請」を「との連携及び国際協力」に改め、同条中「市長」を「市」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第10条とする。

2 市は、広域的な解決を必要とする環境課題については、国、県、近隣の地方公共団体等と連携及び協力を行い、これを解決するよう努めるものとする。

3 市は、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。

第6条の次に次の3条を加える。

(環境総合計画)

第7条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ第13条の審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

6 市長は、環境総合計画の進捗状況を第13条の審議会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(環境影響評価の推進)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(環境教育)

第9条 市、市民及び事業者は、それぞれの立場において環境教育（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項の環境教育をいう。）を推進するとともに、良好な環境の確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(提出理由)

新たな環境課題に係る市の施策を追加する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。